SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法(二・完)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2015-06-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小沢, 隆一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008681

研究ノート

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法（二・完）

小沢隆一

はじめに
一、検討の視角（以上六巻一号）
二、戦後日本における社会的・政治的「統合」の様式とその変容（以下本号）
むすびにかえて

（前稿（一）―本誌六巻一号所収―では、「三、国家・社会の大変動と改憲問題」の項目を目次として立てていたが、これについては、稿を改めて論ずることとする。）

二、戦後日本における社会的・政治的「統合」の様式とその変容

今日の日本における国家・社会状況の大規模な変動は、高度経済成長期に成立し一九七〇年代まで支配的であった社会的・政治的「統合」の様式が、一九八〇年代から、そしてより大規模には一九九〇年代になって変容してきているという点において、端的に把握することができよう。以下では、この「統合」様式の変容状況を簡単にサーヴェイしてみたい。もっとも、この問題を本格

的に論じようとすれば、それは、「簡単」な「サーヴェイ」で済ますことの本来許されないものである。しかし、現在の私には、本格的な検討を行う準備がない。そこで、これまでの研究業績に依拠しながらの覚え書きに止まるものではあるが、「統合」における「包摂」と「排除」の構造、そのイデオロギー、それによって「排除される者」の存在形態などを垣間見ることによって、国家と社会の今日の変容状況のとりあえずの把握としてみたい。

(一)　高度成長期における社会的・政治的「統合」―その様式と「排除」及び「排除される者」の構造―

(ア)　(大)企業の職場支配

高度成長期の社会的統合の基軸となったものは、企業、とりわけ独占大企業の職場支配による労働者の統合である。後藤道夫は、このことを、「企業主義統合」と表現し、次のような規定を与える。

「企業主義統合は、一言でいえば、自分の属する企業の業績向上につとめることによって『パイ』を大きくし、企業への貢献度をめぐる労働者間競争を勝ち抜くことによって、そのパイのより多くの部分を確保する、という道筋での生活向上の論理を労働者が自発的に受容することによって成り立っている。これは、企業間と労働者間の資本主義的な競争の論理を積極的に受容することであり、さらにそれを前提としたうえで、企業を『業績＝福祉共同体』とみなし、労使の利害対立を副次的な問題と見なすことを意味している」。(1)

ここでは、大企業を中心とした労働者の「企業主義的統合」に、企業を「業績＝福祉共同体」とみなす労働者側の意識が対応しているという視角が提示されている。こうした統合は、①企業閉鎖性の強い労働市場、②工職混合の事業所別組合として出発し、産別会議の解体によって企業を超えた横断的・産業別労働組合への道を断つことで成立した労働組合の企業ごとの組織化(＝「企業別組合」)、③技術革新と労働管理技術の革新によって導入された職務給と資格給、職能給が組み合わされた年功賃金制度など、いわゆる「終身雇用、年功賃金、企業別組合」を三点セットとする「日本型経営」ないし「日本型雇用慣行」として成立した。(2)そこでは、特定の企業に雇用され続けること、その中で年功賃金制度の恩恵に浴すること、そのために人事考課による昇進階梯からはずれないことが、労働者の生活保障にとってきわめて重要な意義をもち、このことが、労働者を企業への不断の貢献競争へと駆

り立てるシステムを生み出した。この「貢献競争」のなかには、この統合システムに反対する少数派労働組合とそのメンバーに対する暴力的な排除・抑圧への動員・参加もしばしば含まれていた。

また、この「統合」システムは、その外部ないし周辺に多くの「排除される者」を生み出すことで成立していた。例えば、製造業の大企業は、上記のような労働者管理によってホワイトカラー層のみならずブルーカラーの本工層をも企業主義的に「統合」していったが、これら企業は、その他に、臨時工、社外工、パート労働者などの流動的な労働者を多く雇用し、高度成長期の生産の拡大に対応し、景気の変動に応ずる雇用調整の安全弁とした。これらの流動的な底辺労働者は、企業主義的統合にあっては、さしずめ「排除される者」であった。(3)

また、不断に競争を創り出す企業主義的統合に抵抗する少数派労働組合の組合員や、終身雇用、昇進・昇格ルート、年功賃金からしめ出された女性労働者も、この統合において「排除される者」であったといえよう。日産自動車の男女差別定年制を裁判で争い、最高裁で勝利した中本ミヨの場合は、この「排除」を一身に受けた。彼女は、この裁判を提訴するのに先立つ数年間、少数派組合員として日産社内において暴力による組合つぶしを経験している。この暴力による少数派排除の先頭に立ったのが、若い大卒エリートであったことは、日産自動車という大企業の「企業主義的統合」の構造を知る上で極めて示唆的である。(4)

（イ）競争主義的教育

高度成長期の日本の企業が確立させた労働者の採用方式は、新規学卒者の一括採用であった。その事情は、乾彰夫によって次のように指摘されている。

「六〇年代をとおして、大企業男子正規従業員にたいする雇用形態は、終身雇用・年功制・能力主義管理という、いわゆる『日本的雇用』として定着することになった。そのもとで正規従業員の採用は、高卒以上を基本的に対象とした新規学卒一括採用慣行が浸透・定着する。それは新規学卒者を学科・専門をとわず『一般的能力』によって選考し、採用後一定期間の企業内教育をへて配属を決定する形態をとった。そのさい『一般的能力』の評価にあたっては、普通教科の学力試験や学校のランク、過去の採用実績にもとづく指定校推薦の方式がとられた。その結果、大企業への就職にあたってあらかじめどのような職業教育・訓練を受けているかは、技能職種においてさえほとんど意味を失い、競争秩序は『偏差値』に象徴される抽象的一般的尺度に一元化されること

となった[5]。

一九六〇年代に入って文部省は、技術革新に対応するための後期中等教育、すなわち高校教育の改革構想を、職業教育・技術教育の重視、能力主義的多様化の方向で打ち出し、職業高校におけるコースの多様化が進行した。しかし、上記のような大企業を中心とした「日本的雇用」における労働者雇用の形態は、文部省のこのような多様化政策にもかかわらず、そしてその推進をむしろ妨げ、職業高校を普通科高校に対して下位に位置づける一元的な能力主義的競争秩序を教育の世界につくり出した[6]。

後期中等教育における職業教育に対する普通科教育の拡張・優位化は、複線型教育システムを採用し根強い職業教育の伝統をもつヨーロッパ諸国でも、高度成長期以降の趨勢として見られるものであるが[7]、日本の場合は、のちに述べるような公的な社会保障制度の脆弱性、分立的構造によるその生活保障機能の弱さも手伝って、企業とりわけ大企業への就職が「社会的生活標準」を確保する上でとりわけて有利な条件とされた。そのために、人々が大企業への就職（＝「就社」）を求めて「学歴主義」的な教育競争に統合されることへの吸引力の強い教育システムが形成された。

このように、高度成長期の教育システムは、大企業を中心にした「企業主義的統合」に適合的な形で、一般的学力を基準とした一元的能力主義に基づいて編成されていった。このことにより、「社会的排除」は、まず一般的に、この競争的教育からの「落伍」者について、その責任は個人の能力に基づくというイデオロギーをともなって生じる。それはまた、より個別的には、社会的に有用な職業教育を受けたにもかかわらず、普通教育よりも相対的に下位にランクされる職業高校出身者（および中途退学者）について生じ、あるいは、外延的に拡張（＝膨張）した普通科高校のなかで進学校と非進学校の間の「分極化」が進み、後者の出身者（および中途退学者）が、職業能力や社会的リテラシーを十分に獲得しえずに社会に出ていくという形で生まれた[8]。また、この能力主義的競争秩序そのものから排除された者のなかに、被差別部落民、アイヌや在日外国人などの民族的マイノリティが多く含まれていることを指摘することができよう[9]。

（ウ）　弱い公的福祉、社会保険制度の分立

後藤道夫は、福祉国家の歴史的展開について、「『貧困線』以下からの国民の公的救済を、社会保障と労働規制の基準線」とするもの（その典型としては、「ベヴァリッジ・プラン」にもとづくイギリスの戦後福祉国家）を福祉国家の第一段階とし、「豊か

な社会」状況を念頭に置いて、「『中位』水準の提供が公的社会保障と労資契約の基準になる」段階を福祉国家の第二段階とする視角[10]を提示した上で、次のように述べる。

「戦後日本社会には、第一段階の福祉国家に照応する社会保障水準は存在するが、第二段階福祉国家は存在しないかあるいは極度に脆弱であることがわかる。……日本型大衆社会の場合、こうした第二段階福祉国家の諸機能は、①日本型雇用を基盤とする企業主義的統合を中心に、②保守政党の集票基盤につながる低効率産業部門の政治的・行政的保護、③一九七〇年前後からの革新自治体が主導した、社会保障のある程度の高度化、の三つの要素によって代替されていた」[11]。

憲法二五条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具体化する生活保護制度が、現実に最低生活保障としての意義を有するには、一九五七年に始まる朝日訴訟の運動などを契機とする保護基準の改訂を通じてであり、一九六〇年代になってからのことである[12]。しかし、国民に対して無差別平等に保障される生活保護の制度は、その後も厳しい資産調査や扶養調査、就労指導などによる強いスティグマをともなう低位な生活保障制度という性格を維持し続けた[13]。

生活保護を上回る所得保障、医療保障等の社会福祉施策は、一九五〇年代から六〇年代にかけて整備された。一九七三年は「福祉元年」とよばれ、年金給付の改善、医療保険における高額療養費支給制度の導入、老人医療費の無料化実施などの改革が行われ、社会福祉制度がほぼそろうことになる。しかし、年金、医療の双方で制度的分立構造をかかえ、制度間格差が大きく、国民全体をカヴァーする制度とはとてもいえなかった[14]。

このような国家的福祉政策の脆弱性、分立性のゆえに、戦後日本における人々の生活、福祉の実現は、まず何よりも私的な収入や家族扶養・家庭福祉への依存を強めた。それは、高齢者介護や育児などの社会福祉サービスの発達の遅れの原因ともなった。また、公的な社会福祉の充実を代替するものとして、ひとつには、大企業を中心とした企業内福利・厚生制度が発達し、もう一つとして、公共事業、産業振興、業界保護が農村部住民、中小業者に対する所得・生活保障的機能を果たした。かくして、前者による大企業支配体制と後者による地域的・業界的利益誘導政治が自民党の長期政権の盤石の社会的・政治的基盤となった。

「日本型経営」と対をなして民衆の社会的・政治的統合の「磁場」となった「日本型利益政治」にとって、衆議院の中選挙区制

と中央集権的な地方行財政制度は、格好の舞台装置であった。地元の地方議員や自らの個人後援会などを通じて地域利害・業界利害を汲み上げた自民党の国会議員は、派閥や政務調査会などを通じて官僚機構に仲介して利益を散布し、その見返りとして地元や業界から「票とカネ」を獲得する。中選挙区制の下で議員が選挙区や業界において個人後援会の組織化を競い合う体制は、「金がかかる」ものではあってもこうした社会的・政治的統合のシステムにとっては有用なものであった。一九九〇年代の「政治改革」は、このような統合のあり方の変容を意味する。

他方、上記のような大企業支配と地域的・業界的利益誘導政治から疎遠な部分が、高度成長期の革新自治体の支持基盤となった。このことについて、後藤は次のように述べている。「革新自治体に支持を与えブームをつくったのは大中企業労働者を中心とする都市市民であったが、革新自治体運動を中心部で支えたのは、教員を含む自治体労働者の労働組合、保育運動を代表とする各種の住民運動、民商や土建などの業者および職能型労働者の団体、地区労などに集まる中小企業の労働組合などであった。彼らは、企業主義統合と自民党型の統合から『自由』で、かつ組織化されていた」。[15] 一九六〇年代から七〇年代にかけての社会福祉施策の充実もまた、こうした国民の運動の圧力に突き動かされて実現した。

(二)　一九九〇年代以降の社会的・政治的「統合」様式のゆらぎと「排除」の変容

以上のような高度成長期の社会的・政治的統合の様式は、一九八〇年代以降、より顕著には一九九〇年代になって大きく変容する。その概略は、以下の通りである。

(ア)「企業社会」的統合の弛緩、労働と労働法の世界の変容

高度成長期に成立した「日本的経営」は、現在、企業別組合という特徴は維持したまま、終身雇用慣行、年功賃金制度という特徴については大きく変容しつつある。一九九〇年代に入って、財界は、日本経済の「高コスト」体質、雇用とりわけホワイトカラー層の過剰を問題としはじめ、新しい雇用のあり方を模索するようになった。

それを端的に表明したものが、一九九五年に発表された日経連の「新時代の『日本的経営』」である。この文書は、新しい雇用システムの下での雇用形態を、①長期蓄積能力活用型、②高度専門能力活用型、③雇用柔軟型の三種類に分類し、①の型すなわち従来通り終身雇用・年功賃金で雇用するタイプを維持しながらも、

幹部職員層に限定してスリム化し、技術職や一般職は、有期雇用、昇給なし、退職金や企業年金なしという②や③のタイプで雇用するというものである。

このような構想が財界から示される中で、労働法制は、規制緩和、雇用の流動化を進める方向で改変されてきた。一九九八年の労働基準法改正による裁量労働の拡大、有期雇用契約の規制緩和、一九九九年の職業安定法改正による労働者派遣事業の「原則自由化」（原則禁止・限定的容認から原則容認・限定的禁止への転換）などがそれである。また、一九九九年に成立した民事再生法、産業活力再生法、二〇〇〇年の会社分割法とともに制定された労働契約継承法などは、リストラを支援し、それにともなう解雇を促進する法律として機能するものである。[16] 二〇〇一年四月に小泉内閣が誕生して、同六月に同内閣の経済財政諮問会議が「今後の経済財政及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）を発表した。そこでは、「技術革新と『創造的破壊』を通して、効率性の低い部門から効率性や社会的ニーズの高い成長部門へヒトと資本を移動する」とされており、これに励まされたかのように大企業各社は、電機産業を中心に大量の人員削減（リストラ）計画を発表している。[17] その結果、完全失業率は、五・五パーセントに上昇し、その数は三五〇万人に達している（二〇〇一年一一月現在。同年一二月には五・六パーセントになった）。

こうしたなかで、従来の「企業主義統合」に、その綻びや変容が生じている。このような日本国内の雇用情勢の変容の背景には、一九八〇年代半ば以降の日本企業の多国籍化の急速な進展がある。二宮厚美によれば、この日本企業の多国籍企業化は、次のような点で国内の経済にマイナスの影響を及ぼしているとされる。すなわち、「①従来の輸出を海外生産に置き換えて国内の生産・雇用に空洞化を呼び起こすこと、②海外生産の進捗とともに国内の輸出依存の成長パターンに制約をつくりだすこと、③海外現地法人からの逆輸入の増大によって国内産業を不振に陥れること、④国際競争の激化を圧力として国内企業のリストラを呼び起こし、雇用・所得の悪化を通して内需の不振を招くこと、⑤資本の海外移転のなかで設備投資面でも陰りをつくりだすこと」[18] である。

従来の「企業主義統合」の中核にある大企業が、こうした多国籍化の進展の中で、その統合の基盤である終身雇用・年功賃金という雇用形態で雇ってきた労働者層をリストラ解雇、非正規雇用への転換という方法で縮小しつつある。このことは、「企業主義

的統合」の解体を導くとは単純にはとらえ得ないが、少なくとも、その統合作用は縮小したものになるであろう。[19]

また、従来から「企業主義統合」の下で排除や抑圧を被ってきた労働者や中小の下請け企業などにとっては、より厳しい条件がその労働と経営に押しつけられることになる。大企業の下請け支配によってその統合に組み込まれてきた中小企業は、現在の長期不況の下で危機的状態にある。それは、①独占大企業の海外展開にともなうコストダウンの強制、価格・品質・納期管理の一層の強化、下請け取引の見直しと流動化、下請け企業の整理・淘汰、②大規模店舗法の改正などによる流通の規制緩和、それによる地域や商店街の衰退、③銀行の貸し渋りによる資金調達の困難からくる倒産や失業、あるいはそれを原因とする自殺者の増大などの形をとって現れている。[20]

女性労働者の場合は、この間、正規雇用が減少し、パート雇用が増大する傾向が顕著であり、[21]そうした中で、正規雇用者とパート労働者の賃金格差が拡大しつつある。この点に関連して、熊沢誠は、次のように指摘する。「私たちの国では、正社員であるか否かは職業の差を超えてあまりにも決定的な相違である。たとえ遂行している職務が同じであっても労働条件のすべてが異なる。しかも注目すべきことに、女性労働者の非正社員化こそは今、ジェンダー差別再生産のもっとも中心的な方途となりつつある」。[22]

（イ）公教育のスリム化、教育の市場化の促進、抑圧的「国民道徳」教育

一九九六年七月一九日の中教審（第一五期）は、第一次答申「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について―子供に『生きる力』と『ゆとり』を―」を発表し、「学校のスリム化」を打ち出し、その具体化として①教育内容の厳選、②必修教科・科目の削減と選択教科・科目の拡大・弾力化、③学校週五日制などを盛り込んだ。以降、教育の分野では、「公教育の縮小・スリム化」が進行しつつある。[23]

また、小渕首相の私的諮問機関として設置された「教育改革国民会議」は、二〇〇〇年一二月二二日に、小渕首相の後を継いだ森首相に対して、「報告　教育を変える一七の提案」を提出した。その中では、学校選択制の推進、中高一貫校の拡大、小・中学校段階からの学力別学級編成の推進、私立中学入試での学習指導要領の範囲外からの出題の容認、一七歳での大学入学資格の自由化など、教育における公共性・平等性を破壊しかねない新自由主義的な差別化政策が提起されている。この「教育改革国民会議」の

報告は、同時に、「学校は道徳を教えることをためらわない」、「奉仕活動を全員が行うようにする」、「問題を起こす子どもへの出席停止等の適切な措置」など、新自由主義による階層的な教育競争から脱落した（しそうな）子どもたちに対する抑圧的な教育施策を用意している。新自由主義的な「公教育のスリム化」、「教育への市場原理の導入」と国家主義的・権威主義的な「道徳教育・奉仕活動・出席停止措置」などが並行して提起されているのが、この間の「教育改革」の特徴である。

この点は、二〇〇〇年一月一八日の「二一世紀日本の構想懇談会」（小渕首相の私的諮問機関）の報告が、「義務として強制する教育」と「サービスとして行う教育」を峻別し、前者については、厳正かつ強力に行う一方、後者については、市場の役割にゆだね、国家はあくまでも間接的な支援をおこなうことにすべきとしていたのと符合する。(24)

この新自由主義的「教育改革」と権威主義的・国家主義的「教育改革」の相補的な関係については、渡辺治の次のような議論が大いに参考になる。

渡辺は、現代の子どもたちの世界における「学びからの逃避」、「学級崩壊」、少年犯罪の凶悪化などの教育荒廃の状況には、「日本の資本のグローバリゼーションによる産業空洞化、情報化投資を梃子とした企業の過酷なリストラ、…新自由主義的改革…によって、企業社会的な統合の縮小がすすんだことがその背景にある」と見て、その結果、「今まで競争の教育を支えてきた中間層が、子どもたちを競争の教育に駆り立てるゆとりも意欲も減少させつつある。…今まで競争の教育体制を支えてきた大衆的な競争圧力が弛緩して、下層の子どもばかりでなく中間層の子どもたちの競争からの離脱が起こっている」とする。(25)

こうした教育荒廃状況を前にして提起されてきた「教育改革」構想は、教育の世界におけるあらたな統合様式の模索と位置づけられるが、その際、渡辺の次のような指摘は、教育を通じた社会的統合の変容を考えるうえで重要である。「（「教育改革」論における「新自由主義派」と「権威主義派」は―引用者）、両者ともに、従来の教育を『平等主義』と非難し、新自由主義的な教育の階層的編成の実行を容認している…。支配層内の対抗は、そうした共通の土俵の上で、個性化・自由化をいっそう推進して強い市民中心に統合をはかるか、義務教育における規範教育と基礎的知識の詰め込みを強化し対内的ナショナリズムを強化して国民的一体性の喚起によって統合の強化をはかるか、という統合のあり方

をめぐって生じているのである。そして、新自由主義改革派が、切り捨てをはかろうとしている公教育、多数のノンエリートの教育についての方針をもちえていないという欠陥があるかぎり、権威派の構想をむげに拒否できず、こうして両者は時に激しく対立しあいつつ補完関係をつくっているとみられるのである」。[26]

「企業主義的統合」の変容は、教育の世界に次のような変化をももたらしている。

高度成長期以降の日本企業は、新規学卒者である青年を一括採用し、かつ職業訓練は基本的に採用後のＯＪＴとして実施してきた。また、親である労働者に対しては、子どもの就学費の支出を可能とする年功賃金を保障してきた。このことから、戦後日本社会は、学修を終えて何らかの職業に就いて社会に出る青年層に対して独自の社会的施策を講ずる必要性の乏しい社会であった。しかし、このようなあり方が、正規雇用の減少と不安定雇用の増大による「企業主義統合」の弛緩と収縮、一九九〇年代以降の長引く不況と失業の増大などにより急速に変化し、とりわけ低学力・低熟練の若者のなかに深刻な生活問題を生みつつある。「福祉国家の危機」の時代のフランスにおいて、「社会的排除」が青年層に現れたのと同様の状況が現出しつつある。

乾彰夫は、こうした状況を「『戦後的青年期』の解体」と呼んで次のように指摘する。「九〇年代半ば以降、日本の若者たちの『学校から雇用へ』の移行は、不安定就労と失業という困難を蓄積させつつ急速に変化している」。[27] そして、これからは、「これまで企業社会にゆだねられてきた青年大衆の職業技能形成や生活管理などが消滅したもとで、職業的市民的自立能力を形成できるだけの、学校と学校外を含む制度と教育内容・方法の創造」[28]が求められているとする。また、児美川孝一郎も「青年層のエンパワーメント」の必要性を説き、そのための課題として、現在進行中の学校制度の差別的再編の中止、すべての若者たちへの充実した職業・労働の教育の保障（それは、労働者としての権利や企業社会の現実についての自覚的学習、政治的教養を軸とした判断力の形成に裏打ちされたものとなるように編成される）、公共的な職業斡旋や職業教育訓練の場の充実、不安定就労の実態の改善、企業側の採用努力への要請、仕事おこし、社会全体でのワークシェアリングの枠組みづくり、などを指摘する。[29]

これらは、新自由主義と権威主義とが結合した「教育改革」による民衆統合の構想に対する一つの対抗軸の立て方として、重要な問題提起であると思われる。

（ウ）社会福祉構造改革

「日本型経営」の生活保障機能が、正規雇用の縮小と非正規雇用の増大、日本企業の急速な多国籍化によって弱まりつつある。また、自民党的利益政治による農民や都市の中小業者に対する生活（＝営業）保障機能も、非効率部門の切り捨てと産業構造の転換によって縮小している。かつての利益誘導政治のクライアントが切り捨てられつつある。一九九四年の「政治改革」関連法として成立した衆議院の小選挙区・比例代表「並立」制、政党助成法、一九九九年の中央省庁再編、地方分権改革は、こうした自民党の利益政治の変容に対応するものである。また、先頃発覚したＫＳＤ（中小企業経営者福祉事業団）汚職が、公益法人である同事業団の資金を政治家の買収用に充てるという「政官財トライアングルの最終局面」ともいえる様相を呈したことは、この変容状況の象徴でもある。(30)

「福祉国家」的な生活保障制度の弱さを代替してきたこれらのシステムが縮小する中で、福祉の充実に対する国民の期待は高まらざるを得ない。いままで顕在化してこなかった新しい福祉ニーズも生まれる。しかし、現実に進行しているのは、社会福祉構造改革と称する社会保障・福祉制度の新自由主義的再編である。経済財政諮問会議の「骨太の方針」では、社会保障の三本柱である年金・医療・介護は「自助と自律」の精神を基本として再構築するという。そこでは、社会保障制度は、「公的なものであるが故に制度そのものに非効率を伴いやすい組織上の問題がある」とし、「民間部門で実現可能な機能はそこに委ね」るとされている。そこから、医療については、老人医療費の総額抑制、診療報酬の定額払化、株式会社による医療経営の解禁、保険診療と自由診療の併用規制の緩和などが提起されている。これを受けた厚生労働省の医療制度改革試案（二〇〇一年九月二五日）では、医療保険の自己負担「原則三割」、老人保健対象年齢の七五歳への引き上げ、保険料負担の引き上げ、老人医療費の伸び率抑制、診療報酬の大幅引き下げなどが示されている。年金については、年金に対する優遇課税の見直し、公的年金の見直しと私的年金の拡充、年金保険料の引き上げ、年金給付の物価スライドの見直しなどが示され、公的年金制度の信頼性を損なうような提起がなされている。また、介護については、市場原理を活かした効率的で質の高いサービス供給が謳われているが、市場原理の野放図な導入が介護サービスの提供に悪影響を与えることは、介護保険がスタートした直後の介護サービス提供会社コムスンの急激な事業縮小を見れば明らか

である。[31]

こうした社会保障・福祉における公的サービスの縮小・抑制、規制緩和による企業参入の拡大と市場化のなかで、福祉サービス利用の「階層化」が進行しているとの指摘がある。例えば、伊藤周平は、介護保険実施後の事態について次のように述べる。「わずかな年金だけで生活している高齢者に過酷な負担を強い、気力も体力も衰えている高齢者に、必要なサービスを打ち切り、施設退所を強要し、高齢者から生きる気力を奪い取っている。負担増に耐えかねた低所得層や高齢者の多くは、必要なサービスを削り、無理ながまんで、状態を悪化させ、『老老介護』による共倒れや衰弱死の危険にさらされている」。[32] かくして、介護保険の導入後は、低所得の高齢者が介護サービスから疎外される一方で、中高所得者層にとっては、負担が軽減されると同時にサービスも比較的受けやすくなったことにより、利用が進んだ。高所得層の場合は、さらに自己負担による上乗せサービスを利用できる。伊藤は、これらのことにより、介護システムの「階層化」が生じているとする。[33]

社会福祉構造改革による市場原理の大幅導入、公的責任の後退による社会保障の「多層化」は、後藤道夫がいうように、「多国籍企業型経済への参入がもたらす、国民の新たな階層分化に親和的なのである」。[34]

なお、社会福祉構造改革の影響を受けるのは、高齢者福祉の領域に限られない。不安定就労の拡大、「日本型雇用」慣行の衰退、経済構造改革による低効率部門の切り捨てなどが進む中で、公的福祉の充実ではなく福祉の公的責任の後退、市場化、階層化が押し進められれば、「社会的排除」が、例えば、ひとり親世帯・障害者・若年世帯などの生活困難の拡大、ホームレスの増大などの形で現れることになろう。[35]

むすびにかえて

社会的・政治的統合に関わる問題領域は、以上垣間見たものに限られない。政治改革や行政改革、また最近の公共事業再編の動きなどは、政治的統合の変容の問題として独自の検討を要する。あるいは、日本は、戦後の先進資本主義国のなかで比較的治安がよい社会とされてきたが、そのことも戦後日本の社会的・政治的統合の状況と無関係ではなかろう。この点に関わっては、統合における警察のプレゼンスの大きさは無視できない。本稿では、この問題を扱うことができなかったが、今日の日本における犯罪現

象とそれへの社会の反応、国家の法的・政策的対応には、社会的・政治的統合の変容の観点から扱うべき論点を多く含んでいるように思われる。[36] また、統合問題は、究極的には、「国家」ないし「国民」をシンボルとした局面で問題となり、それは平和や安全保障、すなわち九条改憲問題と関わってきびしく問われることになる。[37] この改憲問題と統合問題との関連についても、他日、検討したい。

(1) 後藤道夫『収縮する日本型〈大衆社会〉』(旬報社・二〇〇一年)三七頁。

(2) 同上書三八頁以下参照。

(3) 渡辺治は、大企業のこれら底辺労働者について、次のように述べる。「企業の底辺労働者群に対する位置づけは産業部門によって異なっており、また歴史的にも変化しているが、総じて、あらゆる企業環境の変化に応じて調整可能な部分、という位置づけは変わっていない。したがって企業の労務管理においても、これらの層には、本工に対するような企業帰属意識をたかめるための体系的な諸方策はとられていない。…大企業は、これら底辺労働者群を、本工とは違って第一次産業や他の職種に比べ相対的に高い賃金によって、極めてザッハリッヒに自己の構造の中に抱え込んでいるものと思われる」渡辺『企業社会と国家』(青木書店・一九九一年八六―七頁)。このように「企業社会的統合」の中核的構造から排除された底辺労働者に対しては、別途の「統合」様式が用意されていた。

(4) その詳細については、以下参照、中本ミョ『されど忘れえぬ日々』(かのう書房・一九九六年)。

(5) 乾彰夫「企業社会の再編と教育の競争構造」渡辺治+後藤道夫編『講座現代日本三　日本社会の再編成と矛盾』(大月書店・一九九七年)二七三頁。

(6) 同上、および汐見稔幸「企業社会と教育」『シリーズ日本近現代史四　戦後改革と現代社会の形成』(岩波書店・一九九四年)参照。

(7) ジョリヴェ・ミュリエル(菅原恵美子訳)「フランスの企業社会と子育て・教育の世界」、魚住明代「ドイツにおける教育」中内敏夫・加藤哲郎他『企業社会と偏差値』(藤原書店・一九九四年)参照。

法政研究六巻三・四号（二〇〇二年）

(8) 前掲乾論文三〇一頁以下、熊沢誠「就職の現実」『岩波講座　現代の教育一二　世界の教育改革』（岩波書店・一九九八年）二二二頁以下参照。

(9) 在日韓国人の場合について、以下参照、金明秀・稲月正「在日韓国人の社会移動」高坂健次編『日本の階層システム六　階層社会から新しい市民社会へ』（東京大学出版会・二〇〇〇年）一八一頁以下参照。

(10) 後藤前掲書一八九頁以下参照。

(11) 同上一八九頁。また、後藤は次のようにも述べている。「本格的な大衆社会化にともなう勤労大衆の新たな統合システムは、日本の場合、企業への労働者の経済的・社会的・イデオロギー的統合、プラス、自民党の政治ブロックによる農村部住民と都市業者の政治的・社会的統合というかたちで成立し、革新自治体と七〇年代前半の労働運動が引き上げた福祉諸施策によって補完されたのである」（同上書六一頁）。

(12) 小川政亮『社会保障権』（自治体研究社・一九八九年）一〇七頁以下参照。

(13) 尾藤廣喜・木下秀雄・中川健太郎編著『誰も書かなかった生活保護法』（法律文化社・一九九一年）参照。

(14) 大沢真理『企業中心社会を超えて』（時事通信社・一九九三年）一七五頁以下、新川敏光「日本：日本型福祉の終焉？」岡沢憲芙・宮本太郎編『比較福祉国家論』（法律文化社・一九九七年）一六〇頁以下参照。

(15) 後藤前掲書六〇頁。

(16) 小沢『現代日本の法』（法律文化社・二〇〇〇年）一〇五頁以下、萬井隆令・脇田滋・伍賀一道編『規制緩和と労働者・労働法制』（旬報社・二〇〇一年）、和田肇「労働法制の変動と憲法原理」法律時報七三巻六号（二〇〇一年五月）などを参照のこと。

(17) 牧野富夫「失業・雇用不安を拡大する『構造改革』」、徳重昌志「『構造改革』で日本経済は活性化するか」、いずれも経済七四号（二〇〇一年一一月）所収、などを参照。

(18) 二宮厚美「本格化する日本経済の構造転換と新世紀不況」ポリティーク二号（二〇〇一年九月）一八四―六頁。

(19) この点に関連して、後藤道夫は、「企業主義統合の縮小」が「ただちに、労働者にたいする統合機能一般が単純に後退することを意味しない」、「労働組合運動の対抗力に大き

な変化が生まれなければ」、「競争の論理は、よりストレートなかたちで労働者全体を覆うことになろう。労働者の企業への包摂を間においた競争の論理から、より直接に労働市場と個人が向き合うタイプの競争への変化である。ここで問題となるのは、『競争』の論理そのものがもっているある種の統合機能、いいかえれば秩序正当化機能である」と指摘する（後藤前掲書一一三―四頁参照）。「統合」問題をとらえる上で、重要な視点といえよう。

(20) 牧野富夫『「日本的経営」の崩壊とホワイトカラー』（新日本出版社・一九九九年）一七七頁以下参照。

(21) 伊田広行『二一世紀労働論』（青木書店・一九九八年）、「二〇〇〇年版女性労働白書　急速なパート化くっきり」日本経済新聞二〇〇一年四月一六日（夕刊）など参照。

(22) 熊沢誠『女性労働と企業社会』（岩波新書・二〇〇〇年）一九頁、なお、同六五頁以下も参照のこと。

(23) これについて、藤田英典は、一九八〇年代以降、世界各国が「経済競争力を強化し国民社会の活力を高めるべく、読み書き計算能力の向上を中心にした学力の向上、出席率の向上、子どもの教育環境・生活環境の改善」を目的とした教育改革を推進して、「教育の再武装化」ともいえる状況にあるのに対して、日本では、「教育の武装解除」が進められようとしているとして批判している。以下参照、藤田英典『市民社会と教育』（世識書房・二〇〇〇年）、同『新時代の教育をどう構想するか』（岩波ブックレット・二〇〇一年）。

(24) 「二一世紀日本の構想」懇談会『日本のフロンティアは日本の中にある』（講談社・二〇〇〇年）、小沢前掲書一三七頁以下、参照。

(25) 渡辺治「いまなぜ奉仕活動・道徳教育なのか？」教育六六五号（二〇〇一年六月）参照。

(26) 同上一三―一四頁参照。この点に関連して、中西新太郎もまた、これら二つの「教育改革」構想の「両立可能」性、「相互補完」性を指摘する。中西「二つの教育改革像と教育基本法」教育六六八号（二〇〇一年九月）参照。

(27) 乾彰夫「『戦後青年期』の解体」教育六五〇号（二〇〇〇年三月）。なお、以下も参照、同「『戦後型青年期』とその解体・再編」ポリティーク三号（二〇〇二年一月）。

(28) 同「社会構造変容と教育」日本の科学者三六巻一〇号

法政研究六巻三・四号(二〇〇二年)

(二〇〇一年一〇月)三四頁。

(29) 児美川孝一郎「青年層の『周辺化』問題と学習権」教育六六八号四九頁以下参照。なお、以下も参照のこと、中西新太郎「縁辺化される若者たち」世界六七五号(二〇〇〇年五月)。

(30) 倉重篤郎・後藤謙次・国正武重「自民党・自壊の構図」世界六八六号(二〇〇一年四月)参照。

(31) 以上について、とりあえず以下参照、「特集　社会保障再編と福祉構造改革」ポリティーク二号(二〇〇一年九月)、「特集　医療『構造改革』を問う」経済七五号(二〇〇一年一二月)、芝田英昭「福祉の市場化の実像」賃金と社会保障一三〇二号(二〇〇一年七月下旬号)。

(32) 伊藤周平「介護保険法の現実と社会保障の権利」賃金と社会保障一三〇二号三〇頁。なお、以下も参照「座談会二一世紀の社会保障と福祉国家」ポリティーク二号一三〇―一三一頁における伊藤発言。

(33) 伊藤周平『検証　介護保険』(青木書店・二〇〇〇年)二四六頁以下、同『介護保険を問いなおす』(ちくま新書・二〇〇一年)参照。

(34) 後藤道夫「社会保障改革の現段階と『構造改革』第二幕」ポリティーク二号二八頁。

(35) とりあえず以下参照、庄司洋子他編『貧困・不平等と社会福祉』(有斐閣・一九九七年)、相野谷安孝他編『二〇〇〇年日本の福祉　論点と課題』(大月書店・一九九九年)、中田照子他編著『日米のシングルファーザーたち』(ミネルヴァ書房・二〇〇一年)。

(36) この点に関連しては、とりあえず以下参照、団藤重光ほか『「改正」少年法を批判する』(日本評論社・二〇〇〇年)、「特集　現代社会と少年犯罪」日本の科学者三六巻二号(二〇〇一年二月)、葛野尋之「経験科学と刑事立法」立命館法学二七三号(二〇〇一年)。

(37) 最近の「国民統合」イデオロギーを扱うものとして、とりあえず以下参照、浜林正夫・山科三郎『徹底批判『国民の道徳』』(大月書店・二〇〇一年)、渡辺治『日本の大国化とネオナショナリズムの形成』(桜井書店・二〇〇一年)。

付記

本稿を、亡き本間重紀教授とともに昨年四月二九日に亡くな

られた坂本重雄本学名誉教授のお二人の研究者魂に捧げたい。

静岡大学人文学部法学科の社会法講座を長らく担ってこられたお二人から、私は、一九九〇年に赴任して以来、研究者、教育者としてのあり方について多くのことを学ばせていただいた。本間先生とは、研究のこと教育のこと、なお多くのことを語り合いたかったが、果たせずじまいとなった。坂本先生には、静岡大学定年退官後も、科研の研究会などで親しくご一緒させていただいた。なれない「手つき」でお二人の専門である企業、労働、福祉の問題を扱ったこの「研究ノート」を、今となってはお見せできないのが残念でならない。亡くなる直前まで昂然と前を向いて仕事をされていたお二人の在りし日の姿を思いおこしながら、これからも教育・研究に努めていきたい。